

国民健康保険法第116条 該当・非該当届

つぎのとおりお届けします。

被保険者番号の 記号・番号	3 8 -				
住所を離れる 又は離れていた 被 保 険 者	氏 名				
	新住所	〒			
該当・非該当 年 月 日	令 和 年 月 日				
修 学 中 又は修学して いた 学 校	名 称				
	所在地				
	在学年	年	卒業（予定）年月	令和	年 月
令和 年 月 日 組合員住所 組合員氏名 千葉県薬剤師国民健康保険組合理事長殿					

※届出に必要な書類は次のとおりです。

◆ 修学の為住所を離れる場合

- ① 転出先の住民票
- ② 在学証明書（※学生証の写しでは申請できません）

◆ 修学が終了し組合員と同一世帯に戻った時

- ① 組合員世帯に転入した住民票（世帯全員が記載されたもの）

理事長	常務理事	事務長	担当者	管理システム	受付印